

(例規31)

陸幕総第741号
平成16年12月1日

改正 令和4年12月20日陸幕総第1801号

各方面総監 殿

陸上幕僚長
(公印省略)

防衛モニターの細部実施要領について (通達)
(総定第203号)

標記について、別添によるほか、下記のとおり実施されたい。
なお、陸幕総第48号(57.2.12)「防衛モニターの細部実施要領について
(通達)」(例規31)は廃止する。

記

1 防衛モニター候補者の選考

(1) 海上自衛隊及び航空自衛隊との協力

方面総監は海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊等の長と協力し、各担当地域内の駐屯地、基地等の配置数等の比率を基準に候補者数を分配し、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊等が選考する候補者数を協議、設定するものとする。

(2) 報告

方面総監は、次年度の防衛モニター候補者選定名簿を1月末日までに陸上幕僚長に報告するものとする。

2 防衛モニターの報告等

(1) 定期報告

方面総監は、防衛モニターから提出された定期報告書を取りまとめ、速やかに陸上幕僚長に提出するものとする。

(2) 随時報告

方面総監は、防衛モニターから提出された随時報告書を取りまとめ、速やかに陸上幕僚長に提出するものとする。

(3) 自由意見等

方面総監は、防衛モニターから提出があった場合、自由意見等を取りまとめ、翌月20日までに陸上幕僚長に提出するものとする。

(4) 部隊見学等

方面総監は、防衛モニターの理解向上及び報告書等作成のため、積極的に部隊

見学等を実施させるものとする。その際、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊等の長と協力し、見学対象、内容等に偏りのないよう留意し実施するものとする。

3 防衛モニター委嘱状の交付及び証明書の発行

方面総監は、事務次官が発行する委嘱状を交付するとともに、防衛モニター証明書を発行するものとする。

4 感謝状の贈呈

方面総監は、委嘱期間が終了した防衛モニターに対し、事務次官が発行する感謝状を贈呈するものとする。

添付書類：防官広（事）第304号（令和4年12月7日）

配布区分：海上幕僚長

航空幕僚長

各部隊長

各機関の長

防官広(事)第304号
令和4年12月7日

大臣官房長
陸上幕僚長 殿
海上幕僚長
航空幕僚長

事務次官
(公印省略)

防衛モニターの実施要綱について(通達)

標記について、別添のとおり定めたので通達する。

なお、防衛モニターの実施要綱について(防官広第5902号。17.7.29)は廃止する。

添付書類：防衛モニター実施要綱

防衛モニター実施要綱

1 趣旨

この要綱は、防衛問題、自衛隊、安全保障、防衛政策等（以下「防衛問題等」という。）に関し、広く国民からの意見、要望等を聴取するため、これらを行う者を防衛モニターとし、当該防衛モニターの対象となる者、選考要領その他必要な事項を定め、今後の諸施策の企画、立案及び実施の資とするとともに、防衛省・自衛隊に対する国民の理解の向上を図ることを目的とする。

2 防衛モニター

- (1) 大臣官房長は、防衛モニターから防衛問題等に対する意見、要望等を聴取するものとする。
- (2) 防衛モニターは、防衛問題等について関心を持ち防衛モニターとしての熱意を保持する者のうちから、事務次官が別記様式第1により委嘱する。ただし、次の各号に掲げる者に防衛モニターを委嘱することはできない。
 - ア 日本国民でない者
 - イ 委嘱開始日において18歳に満たない者
 - ウ 次に掲げる職にある者
 - (ア) 国会議員
 - (イ) 地方公共団体の議会の議員
 - (ウ) 常勤の国家公務員又は地方公務員
 - (エ) 非常勤の国家公務員のうち、行政相談員
 - エ 防衛省職員の配偶者又は三親等以内の親族
 - オ 防衛省（防衛庁を含む。）の勤務経験を有する者
- (3) 防衛モニターの委嘱期間は2年とし、委嘱期間が終了した者については、任期を連続しての再委嘱はしないものとする。
- (4) 防衛モニターに委嘱を継続することがふさわしくない等の事実が判明した場合には、当該委嘱を解除するものとする。

3 防衛モニターの選考要領

- (1) 陸上幕僚長は、前項第2号に規定する者から、別紙第1の基準に従って防衛モニターの候補者を選定し、候補者の名簿を当該年度の2月末日までに、別記様式第2により事務次官に提出するものとする。
- (2) 事務次官は、前号の名簿に基づき、防衛モニターを決定し、陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長に通知するものとする。

4 防衛モニターへの依頼

大臣官房長は、防衛モニターに対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を依頼するものとする。

- (1) 定期報告
特定のテーマについての定期的な報告
- (2) 随時報告
必要の都度、大臣官房長が指定するテーマについての随時の報告
- (3) 自由意見等
防衛問題及び自衛隊に関する事項についての自由な意見又は要望の提出

5 報告書等の提出

- (1) 定期報告
 - ア 特定のテーマ、質問内容及び回答時期については、毎年度1回、大臣官房長から陸上幕僚長を通じ各方面総監に通知し、各方面総監は防衛モニターに対し依頼するものとする。
 - イ 陸上幕僚長は、提出された定期報告書を取りまとめ、大臣官房長に提出するものとする。
- (2) 随時報告
 - ア 指定するテーマ、質問内容及び回答時期について、必要の都度、大臣官房長から陸上幕僚長を通じ各方面総監に通知し、各方面総監は防衛モニターに対し別記様式第3による提出を依頼するものとする。
 - イ 陸上幕僚長は、提出された随時報告を取りまとめ、大臣官房長に提出するものとする。
- (3) 自由意見等
防衛モニターから、別記様式第4により各方面総監へ提出があった場合、陸上幕僚長は自由意見等を取りまとめ、翌月末までに大臣官房長に提出するものとする。

6 報告書等の処理

大臣官房長は、今後の諸施策の資として活用されるよう、定期報告書、随時報告書又は自由意見等（以下「報告書等」という。）を分析整理の上、関係部局に対する必要な情報の共有その他の措置を講ずるものとする。

7 海上幕僚長及び航空幕僚長の協力

海上幕僚長及び航空幕僚長は、防衛モニター候補者の推薦、防衛モニターとの連絡、部隊見学の実施等について、陸上幕僚長に協力するものとする。

8 謝礼

- (1) 報告書等の提出を受けた場合、それぞれ謝礼の支払を実施する。
- (2) 謝礼の支払基準及び支払要領は、別紙第2のとおりとする。

9 防衛モニター証明書

防衛モニターに対し、別記様式第5による証明書を発行するものとする。

10 感謝状

委嘱を終了した防衛モニターに対しては、別記様式第6の様式による感謝状を贈呈するものとする。

11 その他

- (1) 防衛モニターには、各種広報資料、提出された報告書等に基づく施策への反映状況に関する資料及び防衛関連資料を大臣官房広報課から送付する。
- (2) 防衛モニターには、部隊等見学及び演習見学に積極的に招待する。
- (3) 陸上幕僚長は、防衛モニターから防衛モニターとしての活動を辞任したい旨の申し入れがあった場合は、委嘱を解除した上で、その旨を大臣官房長に報告するものとする。
- (4) 防衛モニターの委嘱期間が終了した者に対し、引き続き防衛問題等に広く国民に普及啓発等の協力が得られるよう努めるものとする。
- (5) 細部について、特に必要な場合は大臣官房長から通知させる。

1 地域別及び年齢別モニター人員選考区分

	18～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60 歳以上	合 計
北 部	5	6	7	7	5	30
東 北	5	6	7	7	5	30
東 部	12	16	20	20	12	80
中 部	11	14	18	17	10	70
西 部	6	8	10	10	6	40
計	39	50	62	61	38	250

- (注) (1) 各都道府県の地域区分は付紙第 1
(2) 職業分類は付紙第 2

2 候補者選考上の留意事項

- (1) 性別の均衡を図る。
- (2) 駐屯地、基地等の周辺住民等に偏ることなく選考する。
- (3) 防衛省ホームページ上で当該年度の 8 月末日まで公募を行い、その後集計した応募者に関する情報を大臣官房広報課から陸上幕僚監部監理部総務課広報室に対し連絡する。
- (4) 各区分における選考人数のうち、公募は 3 割以上を基準とする。

各都道府県の地域区分

地域別	該当する都道府県名
北 部	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
東 部	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡
中 部	富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
西 部	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

職業分類

番号	職業分類
1	管理的職業
2	研究・技術の職業
3	法務・経営・文化芸術等の専門的職業
4	医療・看護・保険の職業
5	保育・教育の職業
6	事務的職業
7	販売・営業の職業
8	福祉・介護の職業
9	サービスの職業
10	警備・保安の職業
11	農林漁業の職業
12	製造・修理・塗装・製図等の職業
13	配送・輸送・機械運転の職業
14	建設・土木・電気工事の職業
15	運搬・清掃・包装・選別等の職業
16	学生等
17	無職（主婦/夫を含む。）

謝礼の支払基準及び支払要領

1 支払基準

報告書等の謝礼は、次のとおりとする。

- (1) 定期報告謝礼：3,000円
- (2) 随時報告謝礼：1,000円
- (3) 自由意見等謝礼：1,000円

ただし、随時報告及び自由意見等の謝礼は合わせて年間1,000円を限度とする。

2 支払要領

報告書等の提出を受領後、陸上幕僚長から各方面総監部に支払いを依頼する。

委 嘱 状

○ ○ ○ ○ 様

あなたに防衛モニター
を委嘱します。

令和○○年4月

防衛事務次官

○ ○ ○ ○

防衛モニター証明書様式

(表 面)

写 真	防衛モニター証明書第	号
	男	歳
	殿	
	女	
	住所	
	有効〇〇. 3. 31まで	
上記の方は防衛モニターに委嘱されたことを証明します。		
令和△△年 4月 1日		
陸上自衛隊 方面総監		
	印	

(裏 面)

注 意

この証明書を忘失した場合は直ちに最寄りの部隊に連絡してください。

規格：B列8番

注：証明書の公印の印影については、印刷によるものとする。

○ ○ ○ ○ 殿

令和〇〇年3月をもちまして防衛モニター
の委嘱期間が終了いたしました。

この間の御高配、御協力に対し厚く御礼
申し上げます。

お寄せいただきました御意見、御提案に
つきましては、今後の防衛施策の参考とさ
せていただきます。

今後とも防衛省・自衛隊に対し、御理解・
御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和〇〇年4月

防衛事務次官

○ ○ ○ ○